

医科歯科合同研究会

骨粗鬆症の治療の必要性から 顎骨壊死まで ～生活習慣病例は要注意～



齋藤 充 先生



東京慈恵会医科大学 齋藤充先生より「骨粗鬆症の治療の必要性から顎骨壊死まで」を開催いたしました。講師に齋藤充先生(東京慈恵会医科大学・整形外科准教授)をお招きし、41医療機関より77名の参加がありました。以下、参加者からの報告です。

①骨粗鬆症は加齢と共に生じる疾患で、これによる背骨の骨折は6割の人が痛みを感じない。こゝで治療をしないと1年内に別の部位に骨折を生じ死亡リスクが高くなる。②骨粗鬆症は早期に適切な診断・治療を実施しないと生命予後を悪化させる疾患といえる。③骨折予防を考えるのであれば骨強度が重要だが、骨密度Ⅱ骨強度では必ずしもない。「骨の密度Ⅱ(量)のみでなく、骨の質も骨折予防に重要。

④骨コラーゲン線維の良しあしが骨質を決める重要な因子となる。⑤生活習慣病「糖尿病など」の人や、心血管障害(心筋梗塞など)を起したことがある人は、骨コラーゲンの異常架橋で骨密度が高くても骨折しやすい傾向にある。⑥骨密度のみに注目せず、骨質も血液、尿検査で分かるので密度と質を調べ、その患者に合った薬を処方するテララメド治療が必要。

⑦ボスホネート関連事象(副作用合併症)としての顎骨壊死や消化器管障害などにも十分な注意を払って長期に治療を継続する必要がある。

骨粗鬆症の長期継続治療の重要性を認識いたしました。歯科医療従事者にとつて顎骨壊死は難題です。私見ですが、壊死というより感染症でないかという思いもあります。宿主(ヒト)が易感染状態で抜歯などのトリガーがあると、そこで顎骨壊死という状態になるのではないかと考えました。(マクローアージ)



佐賀県保険医新聞

発行所

佐賀県保険医協会

佐賀市駅前中央1-9-45 (三井生命ビル4F)

電話 0952(29)1933

FAX 0952(23)5218

HP <http://saga-doc.jp>

hoken-i@star.saganet.ne.jp

購読料 1部 200円

送料込 年間2,400円

(会員の購読料は会費に含まれています)

第33回 定期総会

市民公開講演会 入場無料

演題／

「アフガニスタンに命の水を ～紛争地での支援活動から 平和を考える～」

講師／

中村 哲 先生

[医師、ベシャワール会現地代表、PMS(ピース・ジャパン・メディカル・サービス)総院長]



* どなたでもご参加いただけます。
お誘い合わせの上、ご来場ください。
* 定員になり次第締め切ります。

7月26日(土)

ホテルマリタール・創世

佐賀市神野東2丁目5-15

☎0952-33-5511

* 総 会 15:00～15:50
* 市民公開講演会 16:00～17:50
* 懇 親 会 18:00～20:00

■講師のプロフィール

- ・1946年福岡県生まれ。九州大学医学部卒業。国内の病院勤務を経て、
 - ・1984年パキスタン北西辺境州(現:カイバル・パクトウンクワ州)の州都ベシャワールのミッション病院ハンセン病棟に赴任しパキスタン人やアフガン難民のハンセン病治療を始める。その傍ら難民キャンプでアフガン難民の一般診療に携わる。
 - ・1989年よりアフガニスタン国内へ活動を広げ、山岳部医療過疎地でハンセン病や結核など貧困層に多い疾患の診療を開始。
 - ・2000年からは干ばつが厳しくなるアフガニスタンで飲料水・灌漑用井戸事業を始め、
 - ・2003年から農村復興のため大掛かりな水利事業に携わり現在に至る。
- その人道支援活動は高く評価され、外務大臣賞(1988年)をはじめ、受賞歴多数。

◇お問い合わせ・お申し込み先

佐賀県保険医協会事務局まで

TEL 0952-29-1933

FAX 0952-23-5218

協会会員数

医科 646人

歯科 335人

合計 981人

(5月31日現在)

主な記事

- ・ 歯科研究会「痛くなくて良く効く局所麻酔のすべて」……………2面
- ・ わたしの主張「日本の分岐点か」……………2面
- ・ 保団連第6回勤務医交流会……………3面
- ・ 経営「社会保険診療報酬について」……………6面
- ・ 労務管理「就業規則変更の周知を欠いていた場合どうなるか」……………6面

曙

地区の小・中学校の生徒に対して防煙教育が行われている。ところが、学校の教職員が生徒の目の届くところで喫煙しているのはいかがなものか。学校は敷地内禁煙に指定されているため、敷地外に喫煙している姿は滑稽である。▼ところで学校医を引き受けていたではないか。先生方が喫煙しているということはないでしょうか。学校医に限らず、産業医、健診医はぜひ禁煙していただきたいものです。▼健康増進法25条により、多数の人が利用する施設の管理者は受動喫煙の防止に努めるように定められています。佐賀県では禁煙・完全分煙に取り組み施設を認証する制度が実施されており、5年間有効のステッカーが交付されます。当院では禁煙外来を実施していますが、当然敷地内禁煙であり、玄関ドアに禁煙認証施設のステッカーを貼っております。皆さまもぜひ認証施設になつて、禁煙を促めたいかたが、禁煙を勧めるときにタバコは百害あって一利なしと説明すると、「税金を余計に納めてあげている」という返事が返ってきます。いろいろな病気になるって医療費が使われるので、タバコが原因で火事になり人命が失われたり、家屋や財産が失われたり、健康や財源が失われておられます。と説明しておりますが、なかなか禁煙指導は手ごわいですね。まずは喫煙を経験させないようにするのが大切でしょう。そのために将来の日本を背負っていく生徒たちの防煙教育をしっかり進めていくことが大切であります。

(藤戸 好典)